

新型コロナウイルス感染症の類型変更

5月8日から“2類相当”から“5類”へ

新型コロナウイルス感染症は、感染による人への危険性が高い“2類相当”に分類され、感染防止のための法令により様々な措置が取られてきました。

発令から約3年が経過し、重症者、死亡者数の減少で危険性が比較的低くなったとの判断から“5類”に変更され措置が解除されました。

強制的な行動制限がなくなります

感染者に対する強制的な行動制限がなくなりました。濃厚接触者の扱いもなくなります。

感染拡大、重症化予防のための入院、施設・在宅療養の判断は医療機関、各自が行うこととなります。どの医療機関でも感染者の診療・治療を行うことができるようになりましたが受診する前に確認してください。

休業の目安は「発症から5日間」

政府は変更後も感染拡大を防止するために「発症後5日間経過し、かつ、症状が軽快した後24時間が経過するまで外出を控える」ことを推奨しています。どうしても外出しないといけない場合や、5日間経過してもまだ症状が残っている場合はマスク着用や人込みを避けるなどの感染対策に十分注意してください。

学校保健安全法では出席停止の措置

子供たちは学校保健安全法により、感染した場合は出席停止の措置がなされます。学校を休む必要がありますので注意してください。

医療機関・介護施設等は対策継続

新型コロナウイルスが消えてなくなる訳ではありません。まだまだ感染力は強く、高齢者や基礎疾患がある人が罹ると重症化し死亡する危険性は大きいです。病気の人や高齢者が集まる医療機関や介護施設では感染対策は今までと変わりなく、感染者と非感染者が接触しないようにして診療を行なう必要があります。発熱や風邪のような症状で外来受診する際には事前に必ず電話で確認をしてください。

面会制限は少し緩和されますが続ける医療機関・介護施設が大半です。

医療機関でのマスク着用にご協力ください

マスクの着用は個人の判断にゆだねられます。外や他人と接触が少ない場所では外してもいいでしょう。しかし、医療機関・介護施設では感染が流行すると大変なことになりますのでまだ着用をお願いしています。ご理解のうえご協力ください。

その他、今までと大きく変わること

ワクチン接種、抗コロナウイルス薬は当面公費で無料ですが、検査、解熱薬等の一般の診療は保険診療で窓口負担が必要となります。

毎日の感染者数の報告はなくなり、週1回の報告になり流行の程度が判り難くなります。

感染対策はまだまだ必要です

変更後、社会生活は楽になりますが、再度の大流行が危惧されています。今後は、制限のない中での各自の感染予防を意識した行動が大切です。調子が悪いと感じたら他人との接触を控えてください。症状が改善しなければ、医療機関に電話で状態を説明し受診の判断を受けるようにしてください。



【医心伝心】

この3年間は本当に苦しい日々でした。皆が頑張ったおかげで、笑顔で話ができる日々が戻ってきました。人の顔を見て話す日常の当たり前の素晴らしさを教えてくれた3年間でもありました。

看護師への復職を考えている方へ 潜在看護師の復職支援研修を行っています。大村市医師会にご相談ください。